

議案第 1 1 8 号

久喜市東京理科大学教育振興基金条例

(設置)

第1条 学校法人東京理科大学からの寄附金の趣旨に基づき、本市の教育行政推進のための事業の資金に充てるため、久喜市東京理科大学教育振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、学校法人東京理科大学からの寄附金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する教育行政推進のための事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

学校法人東京理科大学からの寄附金を有効活用し、教育行政の推進を図るため、基金を設置したいので、この案を提出するものであります。